

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名
(電話 局 番)

やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助制度対象者認定申請書

やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金交付要綱第4条の規定により、
下記のとおり申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明したときは、申請の取下げ等、必要な措置をとることを誓約します。

記

1 申請者

住 所	〒
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 就職先

本 社 所 在 地 (住 所)		〒
名 称		
代 表 者 職 氏 名		
勤 務 先	所 在 地 (住 所)	
	名 称	
	電 話 番 号	
就職等年月日		年 月 日

(裏面に続く。)

3 対象奨学金

名 称	山口県ひとづくり財団奨学金					
貸 与 金 額 (返 還 金 額)	総額 円					
貸 与 期 間	年	月	日	～	年	月 日
返 還 期 間	年	月	日	～	年	月 日

4 財団奨学金の貸与を受けた大学等の学歴

名 称						
入 学 年 月	年	月				
卒 業 年 月	年	月				

5 添付書類

- ・就労を証明できるもの
(在職証明書又は就労証明、所得証明、確定申告書の写し等、継続した就労を証明できるもの)
- ・住民票抄本
- ・独立行政法人日本学生支援機構が給付する奨学金の給付金額、給付期間を証明できるもの
- ・公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金の貸与（返還）金額、貸与期間、返還期間（予定を含む。）を証明できるもの
- ・奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（別記第2号様式）
- ・大学等の卒業年月を証明できるもの
- ・その他対象者の認定のため必要なもの（大学院の卒業年月を証明できるもの等）

奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書

年 月 日

（宛先）山口県知事

申請者 住所
氏名

やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金の交付申請に当たり、対象者認定申請書及び併せて提出する添付書類等に記載されている私の個人情報が、事業の実施に関する業務に必要な範囲内で、次に掲げる奨学金貸与団体及び住民票を置く県内市町等に提供されること及び必要な情報が、県に提供されることに同意します。

【個人情報の提供を行う奨学金貸与団体等】

- 1 独立行政法人日本学生支援機構
- 2 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 住民票を置く県内市町

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助制度対象者認定通知書

第 号

(住 所)
(氏 名)

年 月 日付けで申請のあった標記補助制度について、下記のとおり補助対象者として認定したので通知します。

ついては、この通知書に記された時期までに交付申請・請求を行うとともに、認定の条件（一定の事項に異動が生じた場合の速やかな届出等）を遵守してください。

年 月 日

山口県知事

1 認定内容

(1) 就職先等

本 社 所 在 地 (住 所)		〒
名 称		
代 表 者 職 氏 名		
勤 務 先	所 在 地 (住 所)	
	名 称	
	電 話 番 号	

(2) 対象奨学金

名 称	山口県ひとづくり財団奨学金					
貸 与 金 額 (返 還 金 額)	総額 円					
貸 与 期 間	年 月 日 ~			年 月 日		
返 還 期 間	年 月 日 ~			年 月 日		

(裏面に続く。)

(3) 補助の内容

対象者認定番号	第 号
補助金見込額	年額 万円
補助見込期間	5年間
補助対象となる 奨学金の返還期 間 及 び 額	年 月 日 ～ 年 月 日 円

※この通知書に記載している内容は、補助金見込額も含め、審査段階のものであり、この内容での補助を保証するものではありません。(返還実績や県内居住・就労の状況により、金額異動したり、補助を行わないこと等があり得ます。)

2 各年度における補助金交付申請等の時期について

各年度における補助金の交付申請及び実績報告、補助金請求書は、次の時期までに行ってください。ただし、別途行う届出により、認定内容が変更されている場合は、変更後の通知に記載の時期までに行ってください。

【 年度から 年度】

交付申請兼実績報告：各年度の10月1日から11月30日まで（別記第7号様式）

請 求 書：各年度の額の確定通知を受けた後から2月末日まで（別記第10号様式）

3 認定の条件

本補助金の補助対象者と認定するに当たり、次の条件を付します。

- (1) 県内への定住及び県内における就労を継続できるよう努めること。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに別記第6号様式により、届出を行うこと。
 - ①氏名、住所、電話番号、メールアドレスに異動が生じる場合
 - ②就職先等情報に異動が生じる場合（離職・廃業、転職した場合）
 - ③県外へ転出する場合（県外事業所・事務所への移動、長期研究による一時的転出等）
 - ④補助対象奨学金について、奨学金貸与団体の定める返還猶予要件に該当し、返還猶予を受けた場合
 - ⑤補助対象奨学金について、奨学金貸与団体の定める返還免除要件に該当し、返還免除を受けた場合
 - ⑥補助対象奨学金について、返還計画を変更した場合（一括して返還する場合を含む。）
 - ⑦補助対象者の認定申請を取り下げる場合
 - ⑧補助対象者の認定を辞退する場合
- (3) 知事は、補助対象者の認定後、認定申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不適当と認めるときは、補助対象者の認定を取り消すことができる。なお、取消を行った場合は、別記第5号様式により、その旨を通知する。

別記第4号様式（第6条関係）

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助制度対象者不認定通知書

第 号

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで申請のあった標記補助制度について、補助対象者として認定し
ませんので通知します。

年 月 日

山口県知事

1 補助対象者と認定しない理由

別記第5号様式（第6条関係）

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助制度対象者認定取消通知書

第 号

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付け 第 号 で補助対象者と認定した標記補助制度について、補助対象者の認定を取り消したので通知します。

年 月 日

山口県知事

1 対象者認定番号

第 号

2 補助対象者の認定を取り消した理由

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名
対象者認定番号 第 号
(電話 局 番)

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助制度申請者・認定者情報異動等届出書

年 月 日付けで標記補助制度について補助対象者の認定申請を行いました
(又は 年 月 日付け 第 号で標記補助制度について補助対象者の認定
を受けましたが)、下記のとおり異動が生じますので、その内容が確認できる資料を添え
て、届け出ます。

1 個人情報に異動が生じる場合

事項	変更前の内容	変更後の内容	変更発生年月日
氏 名			
住 所			
電 話 番 号			
メー ル ア ド レ ス			

2 就職先等情報に異動が生じる場合

離職・廃業した就職 先情報 (名称、所在 地)	離職・廃業年月日	再就職・転職後の勤 務先情報 (名称、所 在地)	再就職年月日

3 県外へ転出する場合

(1) 県外事業所・事務所への異動の場合

異動前の勤務 先情報 (名称、 所在地)	移動後の勤務 先情報 (名称、 所在地)	異動年月日	県外事業所で の勤務予定期 間	本県への復帰 予定年月日

(裏面に続く。)

(2) 長期研修等により、一時的に県外に転出する場合

研修等の名称	研修等の内容 (必須・希望の 別等も記載)	研修開始 年月日	研修修了 年月日	本県への復帰 予定年月日

4 補助対象奨学金について、返還猶予を受けた場合

返還猶予の理由・範囲等	猶予の開始年月日	猶予の終了年月日

5 補助対象奨学金について、返還免除を受けた場合

返還免除の理由・範囲等 (全部・一部の別、金額等)	免除年月日

6 補助対象奨学金について、返還計画を変更した場合

変更前の返還計画 (補助対象期間における返還計画)	変更後の返還計画 (補助対象期間における返還計画)	計画変更年月日

7 補助対象者の認定申請を取り下げる場合

取下げの理由

8 補助対象者の認定を辞退する場合

辞退の理由

9 その他届出が必要と認められる場合

事項	変更前の内容	変更後の内容	事象発生年月日

※変更内容を確認できる書類を添付してください。

※変更の内容によっては、補助金の交付要件を満たさなくなることがあります。

※補助対象奨学金について返還猶予や返還免除を受けた場合、補助金額が変更もしくは交付要件を満たさなくなることがあります。

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名
対象者認定番号 第 号
(電話 局 番)

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助金交付申請書兼実績報告書

やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金の交付を受けたいので山口県補助金等交付規則第3条及び第11条の規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額
円

2 補助対象期間
年度 ～ 年度

3 奨学金返還実績等
(1) 勤務先

本 社 所 在 地 (住 所)		〒
名 称		
代 表 者 職 氏 名		
勤 務 先	所 在 地 (住 所)	
	名 称	
	電 話 番 号	
就 職 等 年 月 日		年 月 日

(裏面に続く。)

(2) 対象奨学金

名 称	山口県ひとづくり財団奨学金											
貸 与 金 額	総額 円											
貸 与 期 間	年 月 日 ～				年 月 日							
返 還 実 績 額	総額 円											
返 還 期 間	年 月 日 ～				年 月 日							

【添付書類】

- ・奨学金返還実績等報告書（本様式）
- ・在職証明書又は就労証明、所得証明、確定申告書の写し等、継続した就労を証明できるもの
- ・住民票抄本（交付申請に係る返還期間中の県内定住が確認できるもので、マイナンバー記載のないもの）
- ・公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金の返還金額、返還期間など返還実績を証明できるもの
- ・その他補助金の交付決定のため必要なもの

※補助対象となる奨学金の返還実績額の欄には、交付申請に係る返還期間における実際の返還額を記載してください。

※本様式による交付申請は、奨学金返還補助制度対象者の認定通知を受けた翌年度以降、補助対象期間内の各年度 10 月 1 日から 11 月 30 日までに行ってください。期間内に交付申請が行われない場合、補助金を受けられないことがあります。

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助金交付決定書兼額確定通知書

第 号

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで申請及び報告のあった標記補助金について、次のとおり交付することを決定し、併せて、その額を確定したので、通知します。

年 月 日

山口県知事

1 対象者認定番号

第 号

2 補助金額及び額の確定額

円

【内訳】

3 交付条件

- （1）県内への定住及び県内における就労を継続できるよう努めること。
- （2）山口県補助金等交付規則及びやまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金交付要綱を順守すること。

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助金不交付決定書

第 号

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、審査の結果、不交付としましたので、通知します。

年 月 日

山口県知事

1 対象者認定番号
第 号

2 不交付の理由

やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助金支払請求書

金 円

これは 年 月 日付けで額の確定のあった標記補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

山口県知事 様

請求者
住 所

氏 名

対象者認定番号 第 号

振 込 先 口 座

金 融 機 関 名	
支 店 ・ 支 所 名	
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
(カ タ カ ナ)	
口 座 名 義	

別記第 11 号様式（第 15 条関係）

**やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助金交付決定取消通知書兼返還命令書**

第 号

（住 所）

（氏 名）

年 月 日付け 第 号で交付を決定した標記補助金について、次のとおり取り消すことに決定したので通知します。

なお、既に交付した補助金については、返還を命じます。

年 月 日

山口県知事

1 対象者認定番号

第 号

2 取消しの理由等

（1）取消しの理由

（2）取消しの内容

（3）その他

3 返還命令の内容等

（1）返還命令の内容

（2）返還の期限

（3）その他